

あなたはどこの支部?

各支部の担当地域

- 山北支部** 支部長 佐野敏久
- 南定綱支部** 支部長 大野剛二
- 小田原定綱支部** 支部長 佐藤久博
- 緑橋支部** 支部長 山本博子
- 香河原支部** 支部長 小澤純明
- 小田原中央支部** 支部長 伊藤直哉
- 小田原南東支部** 支部長 津島正一
- 小田原山北支部** 支部長 渡辺隆行
- 小田原北東支部** 支部長 渡辺隆行
- 小田原南西支部** 支部長 津島正一
- 小田原北西支部** 支部長 渡辺隆行

- 定綱支部** 支部長 中井節子
- 小田原北東支部** 支部長 渡辺隆行
- 小田原中央支部** 支部長 伊藤直哉
- 小田原南東支部** 支部長 津島正一
- 小田原山北支部** 支部長 渡辺隆行
- 小田原北西支部** 支部長 渡辺隆行

記帳支援事業 (公益目的事業)

記帳処理サービスを ご存知ですか?

安心で、専属の担当者がつかからず。

記帳処理サービスは、専属の担当者が付、節税効果の高い青色申告特別定額65万円が適用できるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自動化をサポートいたしますので、是非ご検討ください。

経理に不安がある方へ

TEL 0465-24-2614 (事業課)

※月謝制です。お気軽にお問い合わせください。

小田原税務署 からのお知らせ

報酬や不動産の賃借料の支払を受ける個人の方は、その支払をする方へマイナンバー(個人番号)を提供する必要があります。

- <法定調書へのマイナンバーの記載が必要になりました>
- 社会保険、税務署(マイナンバー)制度の導入により、平成28年1月1日以後に支払が確定した報酬や不動産の賃借料等の支払を受けるマイナンバーを提示する必要があります。
- <支払を受ける個人の方へ>
- 講演等の報酬、不動産の賃借料などの支払を受ける個人の方は、これらの支払をする方が法定調書を提出する場合には、支払をする方にマイナンバーを提示する必要があります。
- 例えば、次に該当する方は、支払をする方にマイナンバーを提供する必要があります。
 - ・講演費を行う場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の報酬が5万円を超える方
 - ・不動産を借りた場合で、同一の支払者から支払を受けるその年中の賃借料が5万円を超える方
- ※不動産を借りる個人の方は、主として計画的な賃借料の提供や中絶を目的とする事業を営んでいる方を除きます。
- また、マイナンバーを提供する場合には、マイナンバーの提供を受ける方が本人確認を行うため、マイナンバーカード等の提示が必要になります。
- <支払をする方へ>
- 支払の方向に対して報酬や不動産の賃借料など一定の支払をする方、これらの支払に関する法定調書を提出する場合には、法定調書に支払を受ける方のマイナンバーの記載が必要ですので、支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける必要があります。また、マイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

<本人確認の方法>など、税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp

税のトレンド

国民生活新保険料 (給) の納期限	
○第1期(第1期)	小田原市、南定綱市、中井町、大井町、山北町 9月31日(火)
○第2期(第2期)	同日(同上)
○第3期(第3期)	同日(同上)
○第4期(第4期)	同日(同上)
○国民生活新保険料 (給) の納期限	
【8月分】	小田原市 9月31日(火)
○第1期(第1期)	中井町、大井町、緑橋町、山北町 9月31日(火)
○第2期(第2期)	同日(同上)
○第3期(第3期)	同日(同上)
○市町村税・住民税 (普通徴収)	小田原市、南定綱市、中井町、大井町、山北町、緑橋町、香河原町、小田原市 9月31日(火)
○町民税の納期限	同日(同上)
○第1期(第1期)	中井町、大井町、山北町、南定綱市、緑橋町、香河原町 9月31日(火)
○第2期(第2期)	同日(同上)

※個人事業主の8月分の前払金、地方消費税の中間納付、申告納付、9月31日(火)
※個人事業主の納付(第1期分) 9月31日(火)

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

- 学生** 奨学金の申請時に貸与元の機関へ
- 就職** アルバイトを始める時にバイト先へ
- 結婚・子育て** 児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や健康保険組合へ
- 退職後** パートを始めの時にパート先へ

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定 無料相談

TEL 24-2612

他にもいろいろ! こんな時にもマイナンバー

- 雇用保険の失業給付の手続きでハローワークへ
- 災害時の支援制度を利用する時に市役所へ
- 生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や銀行へ
- 国外送金や国外から受取る金銭の請求時や領書へ
- 年金給付の手続きで日本年金機構へ

マイナンバーの詳細はこちら

総合課 マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

平日9:30分~20:00分 土日祝日9:30分~17:00分 (年末年始を除く)

小田原青色申告会のホームページとフェイスブック、是非ご覧ください!

様々な活動やリアルタイムな情報も発信していきます。確定申告前にも是非お見直しな。

やさい、web創業体験塾 創業の先駆けから動画で学べる!

地域客へ! 地元のお礼が探せます

お申し込みはこちら

小田原青色申告会の地元密着検索サイト

地域客へ! 地元のお礼が探せます

お申し込みはこちら

県税事務所からのお知らせ

個人事業税の第1期の納期限は、8月31日です!

個人事業税は、個人事業(法定課税に限ります。)を行っている方に対する課税の制度です。

- 第1種事業 物品販売業、製造業、請負業 (37業種)
- 第2種事業 産産業、水産業、新設設備業 (33業種)
- 第3種事業 医療、介護業、理容業 (30業種)

※業種別の区分により税率は異なります。

納税について

原則として、第1期(納期限9月31日)と第2期(納期限11月30日)の2回に分けて納めていただきます。

ただし、税額が1万円以下のときは、第1期に納金を納めていただきます。

また、個人事業税は原則として前払金(自動払込み)による納税制度もご利用いただけます。手続は簡便ですので、貴事業の納税期(納税期を含む)または県税事務所にお尋ねください。(申込は課税決定後随時、県税事務所にてお問い合わせください。)

お問い合わせ先 小田原県税事務所 事業課 TEL 0465-32-8000(代)

弁護士との
法律相談会
10時~12時
8月19日(金)
9月6日(火)
9月6日(金)

弁護士との
相続相談会
10時~12時
8月17日(水)
9月21日(水)

税理士の
年会相談会
10時~12時
8月9日(火)
9月13日(火)

不動産コンサルタントの
相続相談会
10時~12時
8月25日(木)
9月29日(木)

日本実業家連合会の
融資相談会
10時~12時
10月5日(水)